平成２５年（フ）第１０６８号
広島市東区尾長西２丁目３番22―301号
債務者　薮田　昌美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８９号
広島市安佐南区長束１丁目33番７－４号
債務者　二井　明子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５号
香川県丸亀市垂水町2733番地９
債務者　伊福　有年
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１３６号
香川県善通寺市南町３丁目10番20号
債務者　髙畠千恵乃（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１３７号
香川県善通寺市大麻町460番地１
債務者　穐山　智司
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４１３号
沖縄県那覇市字国場245番地　大嶺アパート103
債務者　高安　高善
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８７９号
神戸市長田区川西通５丁目103番地の３　リバーウエスト五番街Ｂ棟303号
債務者　谷口　明久
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８０号
神戸市長田区川西通５丁目103番地の３　リバーウエスト五番街Ｂ棟303号
債務者　谷口　純子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２６号
神戸市灘区天城通４丁目３番２号
債務者　山中　和忠
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９８号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘２丁目２番地　昆陽池社宅201号
債務者　淺野　真吾
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
奈良県大和郡山市池之内町41番地　池之内ハイツ101号室
債務者　東浦　雄次
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４４７号
奈良県桜井市大字吉備514番地の11
債務者　山本　吉伸
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４１号
山口市阿東徳佐下59番地10
債務者　澄川　礼仁
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
山口市陶4771番地７　丸尾北市営住宅７号
債務者　嶋本　壽三
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
長崎県長崎市花園町１番11号　花園ビル101号
債務者　後田　雅子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
北海道小樽市東雲町９番20号　シーサイド９―205
債務者　浅野　勝範
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７６６号
仙台市青葉区高松３丁目18番13号
債務者　板橋　隆次
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係